

人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース(建設分野))は 令和4年3月31日をもって廃止を予定しています

【人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース(建設分野))とは】

下記①・②の場合に助成を行います。

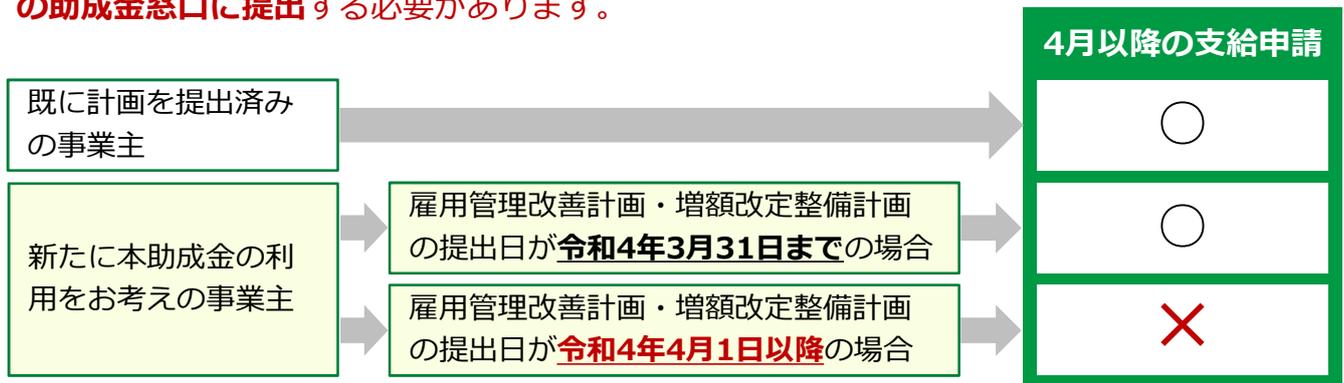
① 人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)(※)の受給対象となる場合

※ 上記「人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)」は、本リーフレットの「人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース(建設分野))」とは異なるコースの助成金であり、別々に支給手続きを行う必要があります。

② 就業規則等の変更により建設キャリアアップシステムのレベル4相当に該当する者の賃金テーブル等の増額改定を行い、実際に適用した場合

この助成金は、令和4年3月31日で廃止の予定です。

新たに本助成金の活用をお考えの場合、**令和4年3月31日までに「雇用管理改善計画」(上記①の場合)または「増額改定整備計画」(上記②の場合)を管轄の都道府県労働局の助成金窓口**に提出する必要があります。



○令和4年3月31日までに計画を提出された事業主は、令和4年4月1日以降の取組や支給申請も助成の対象となりますので、定められた期間に支給申請を行ってください。

- ・ 上記①の場合：入職率目標等の基準を満たした場合の支給申請
- ・ 上記②の場合：賃金テーブル等の増額改定を行い、適用した場合の支給申請

注意点

- 雇用管理改善計画及び増額改定整備計画を郵送で提出する場合は、**3月31日必着**となります。
- 上記①の場合の雇用管理改善計画については、人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)で定められた期日までに提出してください。

人材確保等支援助成金について

以下のワードで検索するか、右のQRコードからアクセスください。

建設事業主等に対する助成金

検索

